

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【内閣府】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号148)

人身取引被害者の保護・支援は、主として婦人相談所が行うこととされているが、研修の機会の不足、通訳の不在、中長期的な滞在が困難、施設側の負担増等の理由から、婦人相談所とは別の人身取引被害者の保護・支援に特化した施設を設置してほしい。

【検討結果】

人身取引対策については、関係省庁において「人身取引対策行動計画2009」(平成21年12月22日犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、被害者保護のための各種施策を推進する。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

「人身取引対策行動計画2009」には、以下の施策が盛り込まれている。

3 人身取引被害者の保護

(3) シェルターの提供と支援

① 婦人相談所等における保護、援助等の実施

婦人相談所において、警察、入国管理局等の関係行政機関、在京大使館、IOM(国際移住機関)及びNGOとの連携確保に努め、国籍、年齢を問わず、人身取引被害女性の一時保護を行い、被害女性に対する衣食住の提供、居室や入浴への配慮、食事への配慮、夜間警備体制の整備のほか、被害者の状況に応じ保護中の支援の充実を図る。なお、被害者が児童である場合には、必要に応じて、児童相談所と連携して適切な保護措置を講ずる。また、所在地が秘匿されていること、被害者の母国語を解する職員がいること等から、より適切な保護が見込まれる場合には、民間シェルター等への一時保護委託を実施する。

③ 婦人相談所における母国語による通訳サービス

婦人相談所において、人身取引被害者を保護及び支援するに当たっては、通訳雇用費の活用により、必要な通訳を確保するとともに、専門通訳者養成研修事業の実施による通訳の養成に努め、被害者の母国語による支援の充実を図る。

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【文部科学省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号 149)

【学校内における犯罪被害者等への対応】

文科省において、犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者のため、関係機関と連携し、学校内においても連携し、また、情報の提供や相談体制の充実を図っていくとあるが、十分になされていると言い難いので、その取組に一層努めてほしい。

【検討結果】

犯罪の被害児童生徒への心のケアに当たっては、学校におけるカウンセリング等の教育相談機能を充実させることが重要であり、スクールカウンセラーを引き続き全ての中学校に配置することに加え、小学校への配置を拡充するなど、教育相談体制の充実を図る。

【参考：関連する現行施策】

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

(18) 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【文部科学省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号150)

【児童・生徒に対する継続的支援】

文科省において、犯罪被害者等である児童生徒が不登校になったり、問題を抱えるに至った場合、継続的な支援や対応を促進するとあるが、より一層、促進してほしい。

【検討結果】

文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒への心のケアに当たっては、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることが重要であることから、スクールカウンセラーを引き続きすべての中学校に配置するとともに、小学校への配置を拡充する。また、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて支援するスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を推進する。

【参考：関連する現行施策】

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

(18) 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

第4 支援等のための体制整備への取組

1. 相談及び情報の提供等

(36) 犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援の促進

【備考】

※前提事項などがある場合には、記載してください。

※要望ごとに作成してください。

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【警察庁】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号151)

国内の家族及び帰国後の被害者に対して、確実かつ早期に「指定被害者支援要員」を派遣してほしい。なお、現在の「支援法」は、海外被害者を対象としてはいないが、同法第22条（犯罪被害者の支援）については、運用上、同等の対応をお願いしたい。

【検討結果】

警察及び外務省において連携し、海外における犯罪の被害者に関する情報の収集に努めるとともに、日本国内の遭難者等や帰国する被害者等に対し、適切な支援を行うよう引き続き努める。

【参考：関連する現行施策】

第4 支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等

(8) 指定被害者支援要員制度の活用

警察において、指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを実施するなどする「指定被害者支援要員制度」について、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、その積極的活用を図るとともに、それらの警察職員に対し、犯罪被害者に対する支援に必要となる知識等についての研修、教育等の充実に努める。

【備考】

海外における犯罪の被害者等に対しては、指定被害者支援要員制度を活用するなどして、個々のケースに応じ、犯罪被害者支援法第22条に規定する犯罪被害者等の支援と同等の対応を行っている。

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【警察庁】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号152)

警察は、外国語による「被害者の手引き」の作成・配布を実施しているが、さらに多言語化してほしい。内閣府や警察庁等のウェブサイトについても多言語による情報提供を実施してほしい。

【検討結果】

警察において、都道府県における外国人犯罪被害者等の多寡等の実情を踏まえて作成・配布している外国語版の「被害者の手引」について、今後とも適切に作成・配布されるよう引き続き努める。

【参考：関連する現行施策】

第3 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

(12) 刑事の手続等に関する情報提供の充実

ウ 警察において、都道府県における外国人犯罪被害者等の多寡等の実情を踏まえて作成・配布している外国語版の「被害者の手引」について、今後とも適切に作成・配布されるよう努めていく。

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【内閣府】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号152)

内閣府や警察庁等のウェブサイトについても多言語による情報提供を実施してほしい。

【検討結果】

内閣府において、犯罪被害者等施策のホームページについて、関係法令の整備その他必要な情報の更新や英文による情報提供等を行い、充実を図っていく。

【参考：関連する現行施策】

第4 支援のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等

(31) 犯罪被害者等施策のホームページの充実

内閣府において、犯罪被害者等施策のホームページについて、関係法令の整備その他必要な情報の更新を行い、充実を図っていく。

【備考】